

トランプ政権の通商政策—NAFTAの再交渉を中心に

鈴木 直次

はじめに

1. NAFTAの再交渉過程

- (1) トランプ候補のNAFTA観と公約
- (2) 大統領就任から再交渉の開始まで
- (3) 再交渉の過程とUSMCAの発効
 - ① 「現代化」の進展
 - ② 「リバランス」の提案と交渉の難航
 - ③ メキシコの大統領選と新協定の発効

2. USMCAの構成と主要内容

- (1) 構成
- (2) NAFTAからの継承
- (3) 協定の「現代化」
 - 1) 第19章「デジタル貿易」
 - 2) 第20章「知的財産」
- (4) 協定から得られる利益の「リバランス」
 - 1) 第3章「農業」
 - 2) 第23章「労働」・第24章「環境」
 - 3) 第14章「投資」
 - 4) 第4章「原産地規則」
- (5) USMCAの独自規定
 - 1) 第32章「例外と一般条項」
 - 2) 第33章「マクロ経済政策と為替条項」
 - 3) 第34章「最終規定」

むすびに代えて

はじめに

トランプ政権の4年間で間もなく終わろうとしている。2017年1月に発足したトランプ政権は、「反グローバリズム」や「米国第一主義」のスローガンのもと通商政策の大転換を唱え、就任直後の環太平洋パートナーシップ協定（TPP）からの離脱、北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉に始まり、世界を的にしたセーフガードの発動、中国との貿易紛争の泥沼化と技術・経済覇権争い、韓国や日本、EU等との2国間交渉など、世界を大きく揺るがす策を次々と繰り広げた。なかでもNAFTAの再交渉と新たな「米国・メキシコ・カナダ協定」（USMCA：United States-Mexico-Canada Agreement）の締結は、対中政策と並ぶ通商面での最重要課題のひとつであり、かつ、最初の大きな「成果」でもあったから、新政権の通商政策を理解する重要な手がかりとなるように思われた。

よく知られているように、2016年の大統領選挙戦においてトランプ候補はNAFTAを「大災害」や「史上最悪の通商協定」と排撃し、その再交渉ないし離脱を公約した。協定の発効によってメキシコとカナダ、とくに前者に対し巨額の貿易赤字が生まれ、中西部の伝統的工業地帯を中心に、数百万もの雇用が失われたというのがその主たる理由であった。その後、NAFTAに大きく依存していた加墨両政府の同意を得た米政権は、四半世紀続いた自由貿易協定を「米国第一主義」の観点からドラスチックに改訂する交渉を始めた。ではトランプ政権は、具体的にはどのようにNAFTAを変えようとしたのであろうか、そしてそのねらいはどこまで達成され、調印されたUSMCAはNAFTAやTPPなど先行する協定と比べ、どのような特質を持ったのであろうか。これらは、レトリック先行の「米国第一主義」の内実のみならず、やや広く、

通商政策を政策展開の中心に位置づけていたトランプ政権の性格そのものを検討する素材となるに違いない。

本稿は、およそ以上の視点から、NAFTA再交渉の過程とUSMCAの特質について、専ら米国からの視点に即して検討する。最初にトランプ政権のNAFTA観と改訂の目標、交渉姿勢を取り上げ、次いでUSMCAの主要な条項に即して改訂の内容や特質を考えたい。本来なら、新協定のより多くの条項の精査や加墨側からのアプローチなどさらに立ち入った吟味が必要だが、筆者の能力と紙幅の制約から、本稿ではごく一部の内容紹介にとどまった。他の重要条項を含めた検討は他日に期したい。

1. NAFTAの再交渉過程

（1）トランプ候補のNAFTA観と公約

米国議会でNAFTAの実施法案が審議されていた1993年秋、カリフォルニア大学（バークレーフィールド）で開かれたビジネス・コンファレンスの年次大会において、「不動産業界の大立物」であるトランプ氏はカーター、フォード、ブッシュ（父）という大統領経験者の面前でNAFTAを公然と批判したという。もっともそれは必ずしも論理的なものではなく、協定の経済的な帰結よりは米政府当局者の交渉が稚拙なため、「メキシコが利益を得る」だけという点に向けられた。トランプ氏はまた「自由貿易は好き」だが、そのためには「有能な交渉者」が必要であり、現在の米政府のような「愚かな交渉者」では、貿易協定でアメリカはいつも損をするという趣旨の発言をしたと伝えられた。¹

他方、NAFTAによる貿易自由化がアメリカの製造業労働者に悪影響を及ぼすという懸念は、民主党多数派や労働組合、環境保護団体などリベラル派をはじめロス・ペロー、パット・ブ

キャナンなど共和党主流派と一線を画す政治家たちにも共有され、選挙民のかんりの共感を得た。92年の大統領選挙で民主党のクリントン候補は、NAFTAを支持しながら、労働者の基本的な権利と環境基準の実現をめざす拘束力ある付属協定を結ぶことを提案した。その実現によってようやく米国議会で実施法案の承認にこぎつけたが、それでも賛成票を投じた民主党の下院議員は全体の半以下にとどまった。²

オバマ前大統領もまた民主党の大統領候補指名の予備選挙では、雇用喪失という点からNAFTAとこれを支持したヒラリー・クリントン候補を攻撃し、その再交渉と労働者の権利および環境に関するより厳しい保護規定の導入、投資家と国家の紛争解決規定の廃止などを公約に掲げた。しかし、再交渉は強力には主張されず、公約は守られなかった。³ オバマ大統領は実際にはTPP協定への参加を通じて公約を果たしたのだが、それは中西部の伝統的な民主党支持者を失望させ、彼らの離反をまねくことにつながった。

オバマ政権末期には、NAFTAや自由貿易が自らの職を危うくしているとの不満がブルーカラー労働者を中心に高まった。大統領選に名乗りを上げたトランプ候補は彼らの怒りを利用し、さらに煽って支持を集めるべく、反NAFTA・反自由貿易を選挙戦の一大公約に祭り上げた。16年6月末にはペンシルヴァニア州の遊説先で、大統領に当選したらTPPを離脱し、米国労働者の利益となるようNAFTAを改めるためカナダ、メキシコ両国に直ちに再交渉を申し入れる、もし彼らがこれに同意しないなら、規定(2205条)に従って脱退を通告すると公約した。この戦略は、氏のいま一つの選挙公約である国境の壁の建設と不法移民の国内からの追放などメキシコへの強硬路線と共鳴しあって大成功を収めた。それはまず、共和党内の予備選でジェフ・

ブッシュ氏ら自由貿易派の候補たちを追い落とし、ついで本選挙でも、NAFTAを推進した元大統領の夫人であるヒラリー・クリントン氏を破る勝因の一つとなった。破天荒な言動を繰り返すトランプ候補なら、NAFTAの再交渉という公約を守ると支持者は信じたのであった。

(2) 大統領就任から再交渉の開始まで

大統領に就任直後、トランプ氏は公約通りTPPから離脱し、NAFTAの再交渉を始めると表明した。⁴ 一方、加墨の両政府はこの要求を基本的には受け入れるほかなかった。NAFTAの経済成長への貢献を高く評価していた両国にとっては、米国の離脱防止と3か国からなる自由貿易地域の維持が至上命令だったからである。そのうえ、発効後4半世紀を経過した協定の一部見直しと新たなルールづくりの必要性は同意されており、3か国はTPP交渉でそれを実践した。加えるに、米国のNAFTA脱退は常識的にはあり得ないことだが、トランプなら強行しかねないと両国が懸念したことも再交渉に応じた一因となった。⁵ しかし、当然ながら両国は、米大統領が主張する貿易赤字削減のための関税や貿易障壁の設定など「米国第一主義」の要求に対しては、NAFTAが培ってきた相互協力と経済的利益、国際競争力を損ねるものとして強く反発し、離脱も辞さないとの姿勢を示した。メキシコ大統領は交渉の中心を電子商取引、通信、エネルギー等のTPPで合意された新分野を加えて、NAFTAを「現代に見合ったもの」にすることに置くべきと主張した。カナダ政府は米国の州知事と会合するなど協定維持のキャンペーンを繰り返す一方、再交渉はメキシコ問題であり、仮にアメリカが離脱しても米加自由貿易協定(米加FTA)が復活するだけと、再交渉の前途に楽観的な声が聞かれた。⁶

かくて2月1日にはカナダ、メキシコの両政

府は再交渉のための国内手続きに着手すると発表、トランプ大統領も翌2日、ホワイトハウスに議会指導者をまねいた際に再交渉の意向を表明し、以後、議会の関係委員会等と協議を始めた。⁷ 3月末には、2015年TPA法（後述）に従って準備していた、議会に交渉開始の意向を伝える文書の草案（USTR代表代理S. ボーン氏の署名）がリークされた。この文書の前文には、再交渉の一般的な目的として、カナダ、メキシコとの持続的な貿易赤字を解消すること、発効後の経済情勢の変化により時代遅れとなったNAFTAの条項を米国の最新の貿易交渉の経験を生かして改定することが明示され、さらに、後に正式に採用されたものとはほぼ等しい19項目に及ぶ「再交渉の特定目標」がTPA法に従って網羅されていた。⁸ 文書がさらに、米国は域内市場の開放と通商上の利益を求める一方、NAFTAの下での権利と義務、とくに市場アクセスを守ると述べたことから、米政府の姿勢は大統領の言動よりはるかに「穏当」であり、離脱という「ハードランディング・シナリオ」は後退したという楽観論も生まれた。⁹

しかし、4月以降もトランプ大統領は多国間交渉や国際協定に露骨な反感を示し続け、NAFTAから離脱し、加墨両国とそれぞれ二国間協定を結ぶという発言を繰り返した。就任直後には協定内容の微修正程度としていたカナダに対しても、乳製品市場の閉鎖性を非難し、木材輸入に関税を課すと発表するなど、一転して厳しい姿勢に転じた。4月中旬、いくつかの有力紙はNAFTAからの脱退を命ずる大統領令の準備が進んでおり、間もなくトランプ氏がそれに署名する可能性が高いとの政権幹部の発言を伝えた。¹⁰ さらに、大統領は就任100日目にNAFTA脱退宣言を行うため大統領令の作成を命じたが、政府高官の説得（ないしサボタージュ）等によって回避されたという、興味深い

内幕暴露ものもある。¹¹ 実際、大統領自身、ホワイトハウスが発表した文書の中で、アルゼンチンのマクリ大統領に対し、「2～3日前まで、NAFTAを終結させる意向だった」と語ったことが明らかにされた。¹²

政府内部の反対と業界の大規模なロビー活動により、ようやく4月26日にトランプ大統領は「再交渉を通じてNAFTAを最新のものにすると正式に発表して、関係者を安堵させた。当日、氏はメキシコのペニャ・ニエト大統領、カナダのトルドー首相と電話会談し、現時点ではNAFTAを終結させないこと、首脳たちは3か国のすべてが利益を得られる再交渉となるよう、国内手続きに速やかに取り掛かることに合意したと述べた。¹³ この発表を受けて翌5月18日に、外国との通商交渉にあたっては少なくとも開始の90日前までにその意向と目的を文書で議会に通知することを大統領に義務付ける2015年TPA法（Bipartisan Congressional Trade Priorities and Accountability Act of 2015：超党派議会貿易優先事項および説明責任法）の規定に従い、¹⁴ その1週間前に議会で承認されたばかりのUSTR（米通商代表部）のライトハイザー代表が、「カナダ、メキシコとNAFTAの現代化（modernization）に関する交渉を始めるという大統領の意向」を議会に正式に伝えた。

米政府は同法の規定により、最速では91日目にあたる8月16日から交渉を始めることが可能になった。この90日間に政府は上下両院の関係委員会等と協議し、交渉開始の30日前までにより詳細な交渉目的および協定締結の効果を公表する義務をTPA法により課されていたが、7月17日にこの規定に従って、3月末の草案より詳細な「NAFTA再交渉目標の要約」を正式に発表した。その前文では、再交渉の一般的な目標として、デジタルエコノミーの新設など今まで「現代化」という枠で論じられてきた

内容に加え、米国の域内貿易赤字削減があらためて強調された。USTRはプレスリリースで、再交渉の特定目標の一つにはじめて貿易赤字の削減が加わった、と誇らしげに語った。正式に発表された「再交渉の特定目標」は、3月末の文書とほぼ同じ22項目から成るが、¹⁵最大の焦点と目された自動車の原産地規制強化の具体的な内容は示されず、3月末の草案で「投資」の章に含まれた「投資家対国家の紛争解決」手続きの改定も削除されるなど、内容は総花的、抽象的と評された。これらは交渉の開始前に手の内を見せない戦術によるものだろうが、同時に、この段階では要求内容を詰め切れていなかった可能性も残った。

こうして、2017年8月16日にライトハイザーUSTR代表とカナダのフリーランド外相、メキシコのグアハルド経済相の出席により第1回の交渉会合がワシントンで開催された。米代表は交渉目的をあらためて次の2点に要約した。¹⁶第1は、発効後の四半世紀における米国および世界経済の変化に対応して「時代遅れとなった」NAFTAを、米国のFTAやTPPを活用して「現代化」すること、第2は、NAFTAから得られる利益の配分を米国内および3か国間で再調整すること（「リバランス」）であった。「リバランス」という用語は政府文書では多様な意味で用いられているが、NAFTAが米国内では農業・酪農業には域内市場拡張という利益をもたらした反面、労働者には工場閉鎖、雇用喪失などの不利益を及ぼしたこと、同様に、締約国間ではカナダ、メキシコは得をしたが、アメリカは損をしたという認識をもとに、NAFTAの利益を米国、とくにその労働者とビジネスに有利なように再調整することを意味した。端的に言えば、米国の域内貿易赤字削減と雇用の回復という、「米国第一主義」の要求の実現であった。

（3）再交渉の過程とUSMCAの発効

それでは、NAFTAの再交渉はどのような過程を経て新協定（USMCA）の締結へと至ったのだろうか。約1年間の再交渉の事実経過のみをごく簡単に跡付けよう。

① 「現代化」の進展

第1回から第3回までの交渉会合の中心テーマは「現代化」であった。3か国ともデジタル貿易（電子商取引）やサービス貿易の促進、知的所有権の保護などについてNAFTAを更新する必要性は認めており、実際にもTPPではその成案を得た。各国の専門家チームは年内の妥結を目指して、2ダース以上の異なるトピックスに関する会合を2、3週間に1回のペースで開くハードスケジュールをこなした。ライトハイザー代表は、新たなイノベーションにも対応できるモデル条項を開発したいと意気込みを語った。¹⁷

この結果、第3回交渉の終了時に発表された同代表の閉会声明や3か国の共同声明では、提案されたテキストの統合などを通じて、通信、競争政策、デジタル貿易をはじめ関連する多くの章で交渉が進展したことが明らかにされた。なかでも、米政府はNAFTAにはない新たな合意事項として積極的に取組んだ「中小企業」の貿易支援・活用促進に関する章の交渉がまとまったことを自賛した。

その後も「現代化」に関する交渉は着実に進展し、正式な閣僚会合としては最後となった第7回交渉（2018年2～3月）では規制慣行、衛生植物検疫措置（SPS）、（法令の）公表および管理、腐敗防止に関する章で合意が成立し、すでに合意していた中小企業と競争政策章を含め6つの章の交渉が完了した。さらに、国有企業、貿易の技術的障害（TBT）、デジタル貿易などの分野でも合意が近いとライトハイザー代表は語ったが、それでも氏は交渉の遅れに不満を漏

らした。¹⁸ 他方、メキシコ側からは第7回会合直前に、国営企業や貿易障壁、電子商取引などの技術的問題が解決されれば、現代化関連では10%ほどの協議が残っているだけだとの声も聞かれた。¹⁹

② 「リバランス」の提案と交渉の難航

これに対して、再交渉のいま一つの目標である「リバランス」に関わる協議は難航を極めた。この点に関する主要な提案の詳細は、第4回会合（2017年10月）ではじめて明らかになった。²⁰ まず、「自動車の原産地規則」については、域内原産比率の大幅な引き上げと米国産品に限った調達義務の導入等が主張された。また、協定内容を発効5年後に見直し、全ての締約国が継続に同意しない限り自動的に失効するという「サンセット条項」、締約国の投資家が他の締約国政府により権利が侵害されたと判断した場合、国際仲裁に申し立てできる「投資家対国家の紛争解決手続き」（ISDS条項）に選択制を導入するという提案もあった。加墨両政府はこれらに強く反発し議論は紛糾、年内の妥結は不可能になった。

3か国の選挙スケジュールを考慮し、翌18年3月末までの交渉妥結を急いだ米政府は強硬策に転じた。3月1日には、通商拡大法232条に基づき鉄鋼に25%、アルミに10%の追加関税を課すと発表した。これは表向き安全保障目的を掲げていたが、実際のねらいは、自らの支持基盤である鉄鋼業の保護と加墨両国に交渉妥結への圧力をかけることにあった。実際に、米政権はその後両国への適用を2度も延期して交渉を続けた。しかし妥結に至らなかったため、今度は鉄鋼・アルミと同様、通商拡大法232条に基づき自動車への追加関税賦課の調査を商務省に命じた（5月23日）。²¹ 実施されれば前者とは桁外れに大きな被害が及ぶ可能性があるが、それでも加墨両政府は譲歩せず、ついに米政府も

先延ばしにしてきた両国への鉄鋼・アルミの追加関税を6月1日に発動した。両国は報復措置を発表、交渉はますます行き詰まった。米政権は強硬姿勢をとるカナダを避け、再交渉の枠組みをメキシコとの二国間交渉へと転換する意向を再三表明してきたが、あらためてそれを示唆した。しかし交渉は同国の大統領選が本格化した6月中旬以降、しばらく中断された。

③ メキシコの大統領選と新協定の発効

交渉妥結への転機となったのは、意外にもメキシコ大統領選での新興左派政党「国家再生運動」（MORENA）のロベス・オブラドール党首の勝利だった。選挙戦のなかで氏は現政権による交渉を批判し、12月以降に発足する新政権のもとでの再交渉を主張した。米政府が大統領選前の交渉合意を急いだ理由もそこにあった。ところが実際には、次期大統領は長引く交渉の経済成長への悪影響を懸念した。また、汚職や治安など国内問題の解決を優先し、外交や通商政策には積極的でなかった。厄介な交渉は現政権のうちにまとめておいて欲しいというのが本音だった。他方、現大統領は自らのレガシーを残すべく任期内での署名を求めた。トランプ政権もまた、通商政策の成果アピールのため中間選挙前の合意を求めた。²²

こうして、メキシコ政府はカナダ政府との共同戦線を一時放棄し、アメリカとの2国間協議に積極的に応じた。7月26日に米墨閣僚会合が再開され、以後5週間にわたる集中審議のなかで、最大の懸案だった自動車の原産地規則にメキシコが譲歩する一方、米国も后者のエネルギー分野での国有企業の存続や農産物輸出について譲歩し、8月27日に両国は暫定合意に達した。米政府は加墨の分断に成功、²³ 議会に対し、11月末までに新協定に署名する意向を通知した。

その一方で米政府はカナダ政府に対し、9月中に合意できなければNAFTAを2国間協定に

置き換え（もっともこの措置が米墨の両議会で認められるかには議論の余地があるが）、自動車にも追加関税を課すという脅しを材料に米墨協定による早期妥結を迫った。米加間の協議は難航したが、「大方の予想に反し」デッドラインの9月30日の深夜に、交渉合意という離れ業が演じられた。鶏肉や乳製品市場の一部開放でカナダ側が譲歩する一方、アメリカ側もNAFTA第19章および文化産業保護の例外措置を維持すること等に同意した。米国が自動車・同部品へ追加関税を発動する場合も、両国からの完成車、部品の一定量までは対象外とする約束もメキシコの場合と同様、カナダの合意を促進する有力原因となった。結局、トランプ大統領のねらい通り、2国間交渉への誘導によって再交渉は決着した。

こうして2018年11月30日にG20ブエノスアイレス・サミットの席上で米加墨3か国の首脳は、NAFTAに代わる新協定アメリカ・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に調印した。米大統領の意向を反映し、新協定からは「自由貿易」の文字が消えた。しかし3か国首脳による調印後、米政府は加墨両国との交渉に要したのとはほぼ同じ期間を議会との交渉に費やした。18年秋の中間選挙で下院の多数派を握った民主党の修正要求を容れ、19年12月10日に両者は修正案に合意、同日、3か国は「修正議定書」に調印した²⁴。その後、米国政府は実施法案を議会に提出、両院で超党派の支持により可決され、19年1月末に成立した。他方、カナダとメキシコはそれぞれ4月初旬までに国内手続きを完了し、USMCAは交渉開始からほぼ2年後の7月1日に正式に発効した。

2. USMCAの構成と主要内容

(1) 構成

USMCAは前文と34章（約2000ページ）の本文、投資や金融サービス、国有企業に関する付属協定（Agreement Annex I～IV）、そしてサイドレター（付属文書）から成る。²⁵ NAFTAの章建てと比べると、全22章のほぼすべての名称がUSMCAに取り入れられ、TPPと比べても同様に、全30章のうち第21章「協力と能力開発」と第23章「開発」を除くすべての章がUSMCAに採用された。なかでも、USMCAの第19章「デジタル貿易」（TPPでは「電子商取引」と第25章「中小企業」から第28章「良い規制慣行」までの4章は、対応するTPP協定の章の文言と極めて似通っていた。²⁶

他方、USMCAの独自性を章建てから探ると、NAFTAとの比較では、第23章「労働」以下を中心に10章が新たに加えられた。これらはNAFTAの「現代化」を目的としたものであった。一方、TPPとの比較では、カナダの農産物市場など域内固有の問題を扱った第3章「農業」、そして第33章「マクロ経済政策と為替条項」などが追加されたにとどまる。33章はNAFTA、TPPの両者に含まれない、数少ないUSMCA独自の章である（表1）。もちろん「原産地規則」を筆頭に、章の名称が同じでも内容が大きく変わっている例は多いから、以上はごく形式的な比較にすぎない。ただ、トランプ大統領がNAFTAを最悪の協定と断じ、それを全面的にオーバーホールしたと強調したほど、両者の断絶は大きくはない。かくてひとまず、USMCAはTPPを全面的に活用してNAFTAを改訂し、新条項を加えて出来上がったものと言えよう。以下、USMCAの主要内容をNAFTAからの継承面、前節で論じた「現代化」および「リバランス」面、そしてUSMCAに独自の4つ

表1 NAFTA, TPP, USMCA の章構成

NAFTA	TPP	USMCA
1章 目的	第1章 冒頭規定と一般的定義	第1章 冒頭規定と一般的定義
2章 一般的规定	第2章 内国民待遇と物品の市場アクセス	2章 内国民待遇と物品の市場アクセス
3章 内国民待遇と物品の市場アクセス	第3章 原産地規則と原産地手続	3章 農業
4章 原産地規則	第4章 繊維と繊維製品	4章 原産地規則
5章 税関手続	第5章 税関当局と貿易円滑化	5章 原産地手続
6章 エネルギーと基礎的石油化学	第6章 貿易救済	6章 繊維とアパレル
7章 農業と衛生植物検疫措置	第7章 衛生植物検疫措置	7章 税関当局と貿易円滑化
8章 緊急措置	第8章 貿易の技術的障害	8章 炭化水素に関するメキシコ政府の所有権に対する承認
9章 貿易の技術的障害	第9章 投資	9章 衛生植物検疫措置
10章 政府調達	第10章 国境を越えるサービス貿易	10章 貿易救済
11章 投資	第11章 金融サービス	11章 貿易の技術的障害
12章 国境を越えるサービス貿易	第12章 ビジネス関係者の一時的な入国	12章 分野別付属書
13章 電気通信	第13章 電気通信	13章 政府調達
14章 金融サービス	第14章 電子商取引	14章 投資
15章 競争政策と独占体、国有企業	第15章 政府調達	15章 国境を越えるサービス貿易
16章 ビジネス関係者の一時的な入国	第16章 競争政策	16章 一時的な入国
17章 知的財産	第17章 国有企業及び指定独占企業	17章 金融サービス
18章 法の公表、告知、運用	第18章 知的財産	18章 電気通信
19章 反ダンピング税・相殺関税の審査および紛争解決	第19章 労働	19章 デジタル貿易
20章 組織体制と紛争解決手続	第20章 環境	20章 知的財産
21章 例外	第21章 協力と能力開発	21章 競争政策
22章 最終条項	第22章 競争力とビジネスの円滑化	22章 国有企業
	第23章 開発	23章 労働
	第24章 中小企業	24章 環境
	第25章 規制の整合性	25章 中小企業
	第26章 透明性と腐敗行為の防止	26章 競争力
	第27章 運用と制度に関する規定	27章 腐敗行為の防止
	第28章 紛争解決	28章 良い規制慣行
	第29章 例外と一般条項	29章 公表と運用
	第30章 最終規定	30章 運用と制度に関する規定
		31章 紛争解決
		32章 例外と一般条項
		33章 マクロ経済政策と為替条項
		34章 最終規定

(資料)

NAFTA : <https://www.international.gc.ca/trade-commerce/trade-agreements-accords-commerciaux/agr-acc/nafta-alena/fta-ale/index.aspx?lang=eng>

USMCA : <https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/agreement-between>

TPP : https://www.mofa.go.jp/ila/et/page25e_000073.html

TPP の章の名称は外務省 (https://www.mofa.go.jp/ila/et/page24_000581.html) これを参考にした。

に分類して、各々の特質を探ろう。

(2) NAFTAからの継承

まず第1に、USMCAは3か国間の自由貿易地域というNAFTAの基本的な性格を継承した。USMCA第2章は、NAFTA第3章を受け継いで財に対する内国民待遇と市場アクセスを保証し、何千もの財に関する無関税を維持した。同様に、第15章、第17章は、NAFTA第12章、第14章で規定された国境を越えるサービスおよび金融サービスに対する内国民待遇と最恵国待遇も引き継いだ。大部分の投資家に対する内国民待遇（NAFTA第11章）も、重要な変更はあったが、維持された（USMCA第14章）。トランプ大統領の脱退の脅かしを考慮すると、加墨両政府および各国の業界全般にとっては、これらの枠組みを維持しえたことがUSMCAの最大の功績ということになるであろう。

USMCAの条項のなかにはまた、存続をめぐって各国が厳しく対立した後、結局、元の条項が生き残ったというケースもある。その代表例として注目されるのは、NAFTA第19章「反ダンピング税・相殺関税の審査および紛争解決」の扱いである。

本章は、ある締約国が輸入品に対して不当廉売（AD）および補助金相殺関税（CVD）などの貿易救済措置を発動した場合、対象となった締約国は2国間の紛争解決小委員会（パネル）を設置し、審査を求めることができるという条項である。パネルはNAFTAにAD・CVD措置に対する実質的な規定がなかったため、それが国内法に準拠しているか否かを審査し、勧告を行った。政府が下したAD・CVDの決定を国内の裁判所ではなく、2国間パネルが審査するという規定は、米FTAのなかでNAFTAが唯一のものであるという。²⁷

元来、NAFTA19章は、1980年代の米加間で

の針葉樹材をめぐる紛争から生まれた。米政府は、加政府が自国の材木企業に不当な補助金を支給しているとの業者の提訴を受け、同国からの輸入材に相殺関税を課した。これを不満とした加政府は米国の裁判所に提訴したが、判断が米国有利に傾くことを懸念し、米加FTAにこの条項を導入したと言われた。加政府がこの条項を用いて勝訴したこともあり、米政府はNAFTA交渉の際にその削除を求めたが、加政府の交渉からの一時離脱など強硬な反発と墨政府の賛成により、そのまま新協定に採用された。

NAFTAの再交渉にあたってトランプ政権は、この19章（ならびにセーフガード発動から締約国を除外するNAFTA802条）の廃止を目標に掲げた（17/7/17文書）。ダンピングや補助金支給などの不公正な貿易慣行に対する救済措置やセーフガードの発動は国家主権に属し、上の条項は主権侵害だと主張したのである。他方、加政府にとってこの章の存続は再交渉における最重要目標の一つであったから、米政府の主張に頑強に抵抗し、ついには乳製品・鶏肉市場のアクセスの拡大等と引き換えに、要求を実現した。第19章は関税回避防止の協力や執行手続きの透明性向上など一部の修正を加え、USMCA第10章「貿易救済」へと受け継がれた。NAFTA19章は域内での貿易紛争の抑制と自由貿易の維持に少なからず貢献したと評価されていたから、²⁸ その存続は多少なりとも米政権の貿易救済策の乱発と北米貿易の混乱を抑制する効果を持ったに違いない。

これほど大きな対立はなかったが、米加間では、NAFTA第21章で定められたカナダの出版物、映画、音楽、ラジオ、テレビなど文化産業に関する無差別待遇の例外措置（USMCA第32章）、米墨間では、NAFTA第6章によるメキシコ政府の石化エネルギーの所有権を認める規定（USMCA第8章）が、いずれもほぼそのまま

USMCAに継承された。これらは自由貿易地域構築の例外と定められた条項であった。

(3) 協定の「現代化」

米政府の再交渉の2大目標の1つはNAFTAの「現代化」であった。この課題の一部は実質的にはTPP協議で果たされたから、同協定が「現代化」のベースとなり、NAFTAに新たな章を付け加えた。この面でUSTRがあげた具体的課題はデジタル貿易とサービス貿易、電子商取引の保護、関税手続きの更新、知的財産権の保護などであったが、²⁹とりわけ重視されたのは、インターネットを核とする情報通信技術の発展とデジタル経済化の進展であり、これに対応した「デジタル貿易」章の新設と知的財産権保護の強化であった。

1) 第19章「デジタル貿易」

現在のところ、デジタル貿易という概念に広く合意された定義は存在せず、それをここで新たに規定することは容易ではない。WTOやTPPは「デジタル貿易」ではなく「電子商取引」という用語を使っており、USMCAの「デジタル貿易」章の内容もTPPの「電子商取引」章とほぼ同じである。代表的ないくつかの定義をみても、デジタル貿易の基幹部分は「通信ネットワーク経由での財・サービスの売買」である電子商取引と重なる。これに個人・企業間での多様なコミュニケーションなど通常は貿易とみなし難い越境データ移動を加えて、デジタル貿易をより広く定義している研究も多い。しかし本章の議論にとっては、「デジタル貿易」と「電子商取引」を同一視しても大きな問題は生じないので、そのように扱うことにしたい。³⁰

電子商取引は、NAFTAが発効した直後の90年代後半に、インターネットに代表されるコンピュータ・ネットワークを利用した、企業間な

らびに企業と消費者との間の商品売買手段として始まった。それゆえNAFTAには関連条項がない。その後、携帯電話の普及やクラウドなど情報通信技術の飛躍的な発展によって、大量のデータが迅速かつ低コストで処理可能になると、電子商取引はきわめて多くの財・サービス取引に普及した。GAFに代表されるオンライン・プラットフォームの急成長やそれによる多彩なサービスの提供もこれを後押しした。今日では多種多様なデジタル・プロダクト（電子書籍やソフトウェア、音楽、映画）、デジタル・サービス（音楽や映画、ゲームの配信サービス、オンライン教育、遠隔治療、資金調達など）が生まれ、インターネットを通じて全世界に配信されるようになり、これに伴ってグローバルに流通するデータ量はめざましく増大した。

米国政府は当初から、経済成長や雇用のカギを握る戦略的分野としてデジタル経済化を推進し、デジタル貿易についても貿易障壁の撤廃に努めた。政府は、WTO等の国際機関を通じて電子商取引推進の前提となる関税の賦課禁止、データの国際的移動の自由化などを求めた。さらに、ヨルダンとのFTA（2001年発効）以後の2国間協定では、電子署名や認証などペーパーレス取引の促進に向けた対話、消費者保護に関する協力などにも取り組んだ。関税賦課禁止もWTOのモラトリアムとは異なって恒久化された。さらに、2012年に発効した米韓FTAでは電子的手段による国境を越えた自由な情報移動の重要性を認め、不必要な障壁を設けないことを努力義務として加えた。³¹

このような2国間協定に加え、2015年TPA法が「財・サービスにおけるデジタル貿易」「国境を越えたデータの移動」を主要な交渉目標に含めたことに従い、米政府はデジタル貿易に関するルールをTPP12（2016年2月に署名）の第14章「電子商取引」に結実させた。この章の

核心は以下の5点に要約される。すなわち、①締約国間における電子的な送信に対して関税を課してはならない（第14.3条）、②デジタル・プロダクトに対する無差別待遇を保証する（第14.4条）、③電子的手段による国境を越える情報（個人情報を含む）の移転を許可する（第14.11条）、④コンピュータ関連設備の所在地に関する要求をしてはならない（第14.13条）、⑤大量販売用ソフトウェアのソース・コードの移転又はアクセスを要求してはならない（第14.17条）であった。④⑤の規定は米韓FTAにもなく、③も「努力義務」とどまったから、これら3点は新ルールとして電子商取引分野での「TPP3原則」と呼ばれた。TPPはこの分野で従来の米FTAより包括的で高度の自由化を目指し、デジタル貿易促進のための当時最も先進的な国際ルールとみなされた。³²

NAFTAの再交渉でも、TPPの条文が原案となった。USTRが作ったNAFTAの具体的な交渉目標「財・サービスのデジタル貿易・国境を越えたデータの移動」（17/7/17文書）には、2015年TPA法の規定に従い、「デジタル・プロダクトに関税をかけない」、「電子的に送信されるデジタル・プロダクトに無差別待遇を保証する」、「国境を越えるデータの移動を制限しないルールを作り、現地におけるコンピュータ施設の利用と設置を求めない」、そして、「政府がコンピュータのソースコード開示を命ずることを禁止する」という4つの要求が掲げられた。³³

合意されたUSMCA第19章「デジタル貿易」はこれらUSTRの目標のすべてを満たし、構成内容ともにTPP第14章をほぼ踏襲、文言まできわめて似通ったものとなった。両者を比べると、TPPの14.12条（インターネット相互接続料の分担）と14.18条（紛争解決）に対応する規定がUSMCAに含まれなかった反面、USMCAにはTPPになかった19.17条（双方向

的コンピュータサービス）と19.18条（政府情報の公開）が加わった。

しかし注目されるのは、協定のポイントである「国境を越える情報の電子的移転」と「コンピュータ関連設備の現地化要求の禁止」における両者の相違である。優れた先行研究の指摘に基づいて、³⁴ 両者の条文をあらためて見比べると、まず、USMCAでは「正当な公共政策上の目的を達成するため」、「自国の規制上の要件を課す」締約国の能力に関する記述がTPPより後退していることが分かる。さらに、TPPでは例外的に認められた「金融機関」および「国境を越えて金融サービスを提供するもの」に対するコンピュータ関連設備の現地化要求が禁止されたのに加え、知的所有権保護の対象を「ソースコードに表現されたアルゴリズム」にも広げた。そして最後に、双方向コンピュータ・サービスによって送信された情報に関連する損害についての責任（知的財産関連を除く）を認定する際に、米国の通信品位法第230条を用いて、当該サービスの提供者又は利用者を情報コンテンツ提供者として扱ってはならないと規定している。この免責規定により、グーグル（検索サービス）やフェイスブック（SNS）などのオンライン・プラットフォーム企業は大きな便益を得るとみなされた。³⁵

以上のように、米国政府はNAFTA「現代化」の核をなすデジタル貿易章において、デジタル貿易と情報の国際移転の自由化に向けた国際ルールを確立した。事実、この協定はのちの日米デジタル協定のモデルともなった。USTRは「いかなる国際協定をも上回る最強の規律をデジタル貿易に導入し、アメリカが比較優位をもつイノベティブな製品とサービスの貿易と投資を拡張する確固たる基盤を提供した」と自賛した。³⁶

しかしこの章の意義はそれにとどまらない。

米ITCはUSMCAの米経済への影響という点では、本章と自動車の原産地規則強化の2つの章が最も重要だと評価している。本章によるデジタル貿易の不確実性の低減、取引コストの潜在的な低下はIT関連産業を越えて米国のビジネス一般に大きな恩恵をもたらし、国境を越えたデータ移動制限の禁止は、農工業における生産のオートメ化とモニタリング、サプライチェーンの運用、グローバル市場への接近を促進、将来の経済発展に積極的な役割を果たすと評価した。³⁷ デジタル貿易章のねらいは、今後の戦略的分野であるデジタル経済における米国の世界的優位をさらに強化すると同時に、それをてこに米経済全般の成長を促進することにあった。USMCAのいま一つの目標である「リバランス」が自動車や鉄鋼等の重工業を対象に貿易収支改善と雇用の回復を目指したのに対し、「現代化」はハイテクないしデジタル産業を対象に、それと同質のねらいを実現しようとした政策だったのである。

加えれば、米政府が国際ルールの柱としてデータの自由な移動を主張した背後には、経済的覇権争いを越えた安全保障上の思惑があった。主たる標的は、言うまでもなく情報の国家規制を強める中国政府であった。トランプ政権は、中国政府がインターネットに対する監視を強め、サイバー空間における安全保障でアメリカに挑んでいるとの強い危機感から、³⁸ その拡大を抑制すべく自らの手で自由化ルールを確立しようとしたのであった。

2) 第20章「知的財産」

知的財産権（知財権）保護の強化も「現代化」の重要な要素の一つであった。米国は1980年代以来、ハイテク産業の発展と競争力回復戦略の一環として知財権保護の強化に乗り出し、それを通商交渉の目的の一つに加えた。

NAFTAは知財権に関する先進的な条項を持つ最初のFTAとなり、その1年後に発効するガットウルグアイ・ラウンドの「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定：1995年1月発効）のモデルともなった。³⁹

NAFTAとTRIPSという90年代前半の協定を出発点に、米国は2国間FTAではこれを上回る水準の保護（TRIPSプラス）と実施を求め、さらに国内法と同水準の保護を要求したTPA法への考慮を加えてTPPの合意をまとめた。ここでは、著作権や医薬品（生物製剤）に関する特許保護の強化、知財権侵害に対する刑事罰等の新設により、協定の実効性が高められた。⁴⁰ このTPPにごくマイナーな修正を加えて、締約国間で知財権の保護と執行に関する最低基準を定めたUSMCA第20章が出来上がった。

本章は、特許、著作権、商標、営業秘密、地理的表示、意匠等を保護の対象とした。まず、特許権は製品、工程における発明に付与されるが、「既存製品の新たな用途、方法、工程」が対象に加わった（第20.36条）。特許の保護期間は最低20年間と変わらないが、審査や承認プロセスにより「不合理な」遅れが生じた場合はその期間が調整される（第20.44条）。これはNAFTAと同様だが、「不合理な遅れ」がUSMCAでは明確に定義された（特許承認まで出願から5年、または出願審査の請求から3年のいずれか遅い方）。最も重要な変更点は医薬品特許の保護を実質的に強化し、新薬開発者の臨床試験データを後発薬申請者から保護する期間を生物製剤で10年、その他の製剤で3~5年と定めたことである（第20.45、20.48、旧20.49条）。NAFTAでは区別なくすべて5年、TPPでは生物製剤8年であった。TPPでは米政府は当初国内法と同じ12年を主張していたから、USMCAは失地を一部回復したことになる。

著作権でも同様に、保護期間をNAFTAの死

後あるいは出版後50年から70年に延長し（第20.62条）、商標の保護も強化した。NAFTAでは商標として登録できるのは「目に見えるもの」であったが、それを「音」に拡大、「香り」についても登録へ向けて最善の努力をすることを求めた（第20.17条）。さらに、製品・製法などの営業秘密に民法および刑法上の保護を与え、サイバー上を含むその窃盗に対し刑事罰を定めた（第20.69～71条）。営業秘密保護の強化はUSMCAの特徴の一つであり、国有企業もこの条項に服することを定めた（TPPプラス）。以上は保護の強化だが、反面、ある地域の特産品の品質と名声を守るため、製品に地域名を入れる地理的表示（GI）については、米政府はその保護の強化が米農産物の市場アクセスを不公正に制限する手段として使われていると主張し、その承認と異議申し立てに関する手続きの透明化を強く求めた（第20.31条）。また著作権の所有者がインターネットサービス・プロバイダー（ISP）にコンテンツの侵害を通告し、その削除を求めた際、ISPが速やかに削除ないし非公開の措置をとった場合には、デジタル著作権侵害から免責されるセーフ・ハーバー条項も定められた（第20.88条）。⁴¹

このようにUSMCAは、デジタル化や情報の国際移動の増加に伴って知財権の重要性が高まる反面、その侵害が技術的に容易となり、サイバーセキュリティへの懸念も高まる中で、知財権の保護の対象と保護期間を拡大し、実際の効力を高めた。取り締まりの強化や民事・刑事上の手続きや罰則の新設に加え、偽造品、海賊版など疑わしい商品の流入を国境で差し止める権限を税関に与えるなど、各国規制機関の権限も強化した。USTRは、USMCAはいかなる通商協定よりも包括的な施行のための条項を定めたと自賛した。⁴²

だが、話はそれで終わらなかった。USMCA

は民主党との協議で一部改訂されたが、それはこの知財権の章に集中した。民主党は医薬品に対する保護強化が後発薬の開発と競争を制限し、薬価の上昇を引き起こすと強く批判した。協定の批准を急いだ政府は、医薬品業界の反対を押し切ってこれに応じた。最大の変更点は、「未公開試験またはその他のデータの保護期間」を、化学物質から作った新薬は3～5年（旧第20.48.2条a）、生物製剤は10年（旧20.49条）とする規定を廃止したことである。これによってデータの保護期間は、すべての新薬についてNAFTAの5年間に戻り、TPPの8年はもとより、米国内法の12年をも下回った。この他、「既存製品の新たな用途、方法、工程」を特許の対象とする旧第20.3.26条の段落2も廃止された。USMCAで新たに加えられた先進的規定が削除されたため、本章の一部について「米国第一主義」は後退を余儀なくされた。さらに興味深いのは、米政府が強く主張してTPPに挿入した上の規定の多くがその離脱後に成立したCPTPPでは凍結されたことである。⁴³ 知財権保護における米国の主張が、国際的に見て、とくに発展途上国には受けにくいものであることを示したと言えよう。

（4）協定から得られる利益の「リバランス」

米政権の再交渉の2大目標のいま1つ、むしろ最大の目標は米国の貿易赤字削減と製造業雇用回復のため、協定から得られる利益を「リバランス」することにあった。USMCAの全ての条項は幾分なりともその性格を持つと言って過言ではないが、とくにカナダ向けの乳製品・鶏肉等の輸出増加をねらう第3章「農業」、北米および米国の自動車生産の強化を図った第4章「原産地規則」、そしてメキシコへのアウトソーシング防止を目的とした第23章「労働」および24章「環境」、第14章「投資」が代表的なも

のであろう。

1) 第3章「農業」

第3章は域内への輸出促進策の側面を代表する。NAFTAは3つの2国間協定を通じて、大部分の農産物に対する関税および非関税障壁を撤廃したが、米国政府は米加間に残された数少ない例外品目であるカナダ側の乳製品、鶏肉、卵等の市場開放を強く求めた。他方、カナダ政府はこれらの農産品を対象に、生産割当と輸入規制により価格と農家所得の安定を図る供給管理政策を実施し、輸入規制では関税割当制度を採用、輸入量の5%程度を無税とする一方、その枠を越えた輸入に対しては最大313.5%の高関税を課した。⁴⁴

カナダ側の強い抵抗より交渉は難航したが、米国は要求をほぼ実現した。第1に、鶏肉・鶏卵や乳製品市場の拡大に成功し、鶏肉については関税割当枠を発効初年度の4万7000トンから6年目に5万7000トン、その後の10年間は毎年1%上積みする、乳製品14品目についてはさらに長期にわたる大幅な引き上げが約束され、液体ミルクは発効初年度の8300トンから6年目に5万トン、以後の13年間は毎年1%ずつ増加し、19年目には5万7000トンに増額される(第2章補遺2米国)。この結果、カナダは米国に対しTPPの合意(国内生産の3.25%)を上回る乳製品市場のアクセス(3.58~3.75%)を約束した。

第2に、カナダ政府は生乳供給管理制度の一環として設定した、最終用途別生乳価格クラス7の廃止に同意した。このクラス7は脱脂粉乳や限外濾過乳など原料乳製品を最終用途とする生乳用に2017年2月に新設されたものだが、その目的はこれら製品の支持価格(乳業メーカーへの販売価格)を従来の加工原料乳(クラス2~4)のみならず、米国等の国際価格よりも低

く設定し、過剰となった在庫を内外に処分することであった。事実、このクラスを設定した後、米国からカナダへの限外濾過乳等の輸出は減少する一方、カナダからのスキムミルクの輸出は増加した。そこで新協定での合意では、カナダ政府はスキムミルクの価格を米国より低くならないよう設定すると同時に、輸出に監視制度を設け、一定量を越えた場合には課徴金を課すことに同意した。USMCAの発効によって農産物輸出は22億ドル増加すると米政府は成果を誇ったが、カナダも再交渉の最重要目標のひとつであり、米国が当初は廃止を要求した供給管理制度を維持できた。カナダ側の評価は、小幅な乳製品市場の開放と引き換えに、農業および前述の紛争解決における重要目標を達成できたと好意的である。

2) 第23章「労働」・第24章「環境」

労働と環境に関する2つの章の目的は、端的に言えば、メキシコの賃金・環境コストを引き上げて米国との競争条件を平準化し、アウトソーシングの誘因を除去することであった。この2章は、すでにふれたように、NAFTAでは付属協定として後から加えられた。労働では、結社の自由や団交・争議権など労働者の11の基本的権利の保護を実現するため、また環境でも同様に、高い環境保護水準を維持・確保するため、それぞれ国内法の制定と実施が求められ、締約国間の情報交換と協力がうたわれた。しかし、これらが協定本文の紛争解決の対象にならず、実効性に欠けたことがNAFTA全体の重要な問題点のひとつだと米政府は主張した。

NAFTA以後に結ばれた米国の2国間FTAは、途上国が低賃金や低環境コストを利用して先進国企業と競争したり、彼らの進出を誘致したりすることへの警戒心から、相手国の労働、環境法の整備と実施の強化を求め、議会もまた政府

との「合意」を通じてこれを強く後押しした。これらはTPP第19章に受け継がれ、体系化された。オバマ政権は、これらの章に関する限り、NAFTAの実質的な改訂を実現したのである。

合意されたUSMCAの労働および環境の章は、このTPPの規定をほぼ踏襲したものであった。まず、労働および環境条項が協定本文に移され、効力が高められた。労働の章では、1998年ILO宣言が採択した結社の自由、団体交渉権の承認など4分野の「コア労働基準」の採用・維持のため国内法を整備すること、最低賃金や労働時間、職場の安全性・健康については受け入れうる条件を採用・維持することが求められた(23.3条)。TPPにはなかった、強制労働によって生産された物品の輸入禁止、組織権を行使する労働者への暴力の禁止、移民労働者の労働法の下での保護(23.6～8条)も加わった。附属協定(Annex 23-A)ではメキシコに対し労働改革を実現する立法化等が期限付きで求められた。環境でもTPP第20章をモデルに、締約国が調印している複数の多国間の環境条約の義務の順守(24.8条)、オゾン層保護、船舶による汚染の防止に加え(24.9-10条)、TPPにはない、大気質の改善、海洋ごみの防止と削減、持続可能な森林管理の支援も加えられた(24.11-12条)。この他、乱獲等につながる漁業補助金の中止(24.20条)、野生動物等の不正取引阻止のためのネットワーク強化(24.22条)など、気候変動やパリ条約への言及はないもの、きわめて広範囲の環境保護が求められた。トランプ政権下で、米国の環境保護政策が退潮しているのとは対照的であった。

しかし民主党はなお条項の効力を懸念し、修正議定書において強制力と監視機能を強化した。労働では、協定違反を提訴しやすくする制度改定に加え、メキシコの労働改革を監視し、米議会に報告する省庁横断的委員会や現場の情報を

提供する労働アタッシュェを設置する。また、メキシコの特定制場による労働義務違反の告発に対し、速やかに対応する機構を導入し、2国間パネルの設置や独立した労働専門家による検証を義務化した。また環境面でも同様に、義務を果たすべき多国間の環境協定として7つ(修正前は3つ)を明示し、その義務を果たすため国内法や規制等の維持、実施が求められた。また、加墨の環境状況を評価・監視、権利行使を勧告する省庁横断的委員会やメキシコの環境法・規制、実施状況を監視するアタッシュェを設置した。

発展途上国が低賃金を生かして経済成長をはかるのは、歴史的に繰り返された出来事であった。一部はそれを防ぐ目的で、自らの国家主権をあれほど重視する米政府が、メキシコにおける組合勢力の伸長促進や環境保護強化のため、主権侵害とも思われる制度の急速な変革を求めた。これに対し、国内の議論は沸騰したが、メキシコ政府はほぼ受け入れに同意した。労働分野では、2017年の憲法改革をはじめ基本的な労働権の承認を柱とする労働改革が進行中であったが、USMCAはロペス・オブラドール左派新政権のもとでの附属協定に沿った連邦労働法の改正を後押しした。環境対策の強化についてもほぼ同様な経緯があり、米国の要求にそう大きな抵抗はなかったようである。むしろこれを機に、国境地帯での広範な分野での米国政府の協力や資金援助を引き出すという思惑も働いた模様である。⁴⁵

3) 第14章「投資」

投資家と国家との紛争解決(ISDS条項)の適用範囲の大幅な縮小も、アウトソーシング防止対策の意味を持っていた。NAFTA第11章「投資」B節は、ISDS条項を初めて規定したFTAと言われた。投資家が受け入れ国政府の明白な協定違反によって損害を受け、当該政府と

の間で問題を解決できなかった場合、国際投資紛争解決センター（ICSID）等の中立的ルールに則った国際仲裁に付託できることが定められた。その判断は強制力を持ち、賠償命令が下されれば国は投資家（進出企業）に賠償金を支払わねばならなかった。⁴⁶

ISDS条項に対する賛否はNAFTA調印時から大きく分かれ、ビジネス界は投資家保護に必要と支持する一方、環境派や市民グループ等は企業が環境・健康など公共目的での政府規制を制限しようとして強く反対した。トランプ政権もまたこの条項が米企業の海外投資リスクを軽減する効果を持つため、アウトソーシングを促進する役割を果たしていること、加えて、2国間の紛争を国際仲裁に委ね、その決定に従わねばならないのは国家主権の侵害だと非難した。同政権は当初、その採用を締約国の意思に任せる選択制を提唱、米政府は紛争を当事国の法廷に委ねるとし、選択しないことを表明した。一方、カナダとメキシコ両政府は米政府の提案を拒否し、各国から独立した裁判所による審議など透明性を持ち、かつ、控訴可能なカナダEU包括的経済貿易協定（CETA）の投資裁判制度を提案した。⁴⁷

米加間で交渉はやや難航したが、カナダ政府も廃止には強く抵抗せず、ISDS条項を除いたかたちでUSMCA第14章は合意された。米加間ではISDS条項は廃止され、米墨間では、石油および天然ガス、発電、電気通信、輸送サービス、道路、鉄道などインフラの5つのセクターにおいてメキシコ政府と契約を有する米投資家にも、従来通りのISDSの規定が適用された。他のセクターの投資家は、①メキシコ国内での紛争解決を尽くした後、ISDSの申し立てができる。②「直接の取用」と「内国民待遇」「最恵国待遇」の侵害についてのみメキシコ政府を訴えることができ、直接取用と同じ影

響を持つが所有権の公式な移転や完全な差し押さえのない「間接の取用」に関しては提訴できない（14-D第3.1条）。なお、USMCAの発効後3年間に限り、NAFTA終了日までに行われた「レガシー投資」に関する仲裁には、従来のISDS条項が適用されることになった。⁴⁸

4) 第4章「原産地規則」

自動車・同部品の原産地規則の改訂は、米国の製造業生産と雇用の回復を目標とするNAFTA再交渉の最重要項目であり、⁴⁹ かつ最難関の交渉テーマであった。

域内の自動車貿易で無税扱いが認められる条件を定めた原産地規則は、1965年の米加自動車貿易協定で初めて導入されて以来、次第に強化され、NAFTAではきわめて精緻かつ複雑化された。同協定の原産地規則は第1に、域外の材料・部品を使用しても、これらを域内で十分に加工し、関税分類番号コード4桁の「項」の異なる最終製品へと作り変えること、第2に、域内で生み出された付加価値の製品価額等に占める割合、いわゆる「域内原産比率」（RVC：Regional Value Content）が乗用車・小型トラック、エンジン等は62.5%、その他の部品は60%を達成することの2つであった。原産比率の計算式としては「純費用方式」が義務付けられ、これは「総費用」から販売経費、アフターサービス費、ロイヤリティ使用料、梱包・輸送費、利益などを差し引いた「純費用」を算出、そこから「非原産材料費」を差し引いた金額を分子とし、その「純費用」に対する割合によって算出された。販売費や利益を除いた直接製造費用のみを考慮して付加価値を計算するため、メーカーにとって計算式のなかでは最も厳しい方式であった。⁵⁰

さらに、非原産材料費の算定方法として「トレーシング方式」が採用された。この方式によ

れば、品目別原産地規則を満たして原産品と認められた部品でも、「トレーシング対象品目」に指定された約80品目を使用した場合には、その輸入価格を非原産材料費に計上しなければならなかったが、逆に、トレーシング対象外の品目であれば域外諸国から調達しても非原産材料とはみなされないというメリットもあった。⁵¹

NAFTAの原産比率は、計算方式の差はあるが、米加FTAの50%はもとより、TPP12で合意された45～55%を上回り、あらゆる通商協定のなかでも最も厳しい規定だった。⁵²それでも米政府は域外（主として中国）からの輸入と貿易赤字が増えたと断じ、再交渉の目標（17/7/17文書）に、「NAFTAの利益が米国および北米で真に作られた製品に向かうことを確実にするため、原産地規則を更新および強化する」と書き込んだ。その具体的な内容は、すでにふれたように、域内原産比率の85%への引き上げ、米国に限定した50%の原産比率の新設、域外品を域内産とみなす措置の廃止など、きわめて厳しいものだった。

これに対し加墨政府は強く反発し、再交渉の合意を何度も遠のかせた。最終的に米政府は当初の要求を下ろしたが、NAFTAの規則を大幅に改訂し、厳格化するのに成功した。USMCAの原産品認定の4条件は以下の通りである（第4.B.3条～第4.B.7条）。

まず第1に、乗用車・小型トラックの域内原産比率を現在の62.5%から3年かけて75%へ段階的に引き上げる（純費用方式）。第2に、部品についても現在の60%から、品目別に3区分して3年間に65～75%に段階的に引き上げる（純費用方式。取引価額方式の選択も可能、この場合は75～85%）。⁵³最も重要な基幹部品17種（関税分類）を「コア部品」に分類し、最高の75%（取引価額方式では85%）以上を課したが、と

くに部品名ではこれらと重なるエンジン、トランスミッション、ボディおよびシャーシ、先進バッテリーなどの7品目については、その各々が上の原産比率を達成しなければ、それを搭載した完成車も域内産と認められないと定められた。しかもこれらの部品には、先進バッテリーを除き、関税分離番号の変更による原産品認定規定は適用されないことになった（ただし、上の7品目を「スーパーコア部品」と規定し、その全体で原産比率を達成すればよいという救済規定も明記された）。第3に、乗用車の40%および小型トラックの45%の付加価値は時給16ドル以上の賃金の労働者が働く工場・施設で生産されること（「労働価値比率」：第4-B.3条）、そして第4に、自動車メーカーは前年度に購入した鉄鋼・アルミの70%を域内から調達すること、なお、鉄鋼について「修正議定書」では、原料の域外からの持ち込みを防ぐため、発効7年目以降は域内で鋳造を行う義務が加えられた。⁵⁴

以上の4条件のなかで、通商協定では例のない「労働価値比率」の新設がとくに注目される。これは米国が取り下げた自国に限定した原産比率の要求に代わるものであった。具体的な規定は複雑だが、基本的には完成車メーカーに対し、時給（基本給）16ドル以上の労働者が働く域内工場でそうとう程度、組み立て作業を行う、あるいは部材を購入することを義務付けた。当時の自動車業界の平均賃金はメキシコでは7ドル余（部品では約3ドル）、カナダ、米国では20～28ドルであったから、これは生産と雇用を米加に取り戻す露骨な策だった。

新協定はまた域外部品を域内産とみなす慣行を廃止した。代表的なところでは、「トレーシング・ルール」の廃止があり、USMCAではすべての品目がトレーシングの対象となったという面に注目すれば、この効果は原産比率の引き

上げよりも大きいと評価されたほどだった。⁵⁵

反面、原産地規則の厳格化を緩和する方策も導入された。エンジンなどの製品が原産比率を満たしていれば、その組み立てに用いられた非原産材料も域内産とみなされ、エンジン価額全体が100%北米原産と評価されるロールアップ基準が再び認められた。この他、ごく小額であれば域外から購入された原材料も一定割合までは非原産材料とはみなされないデミニマス規定や完全累積などの概念も導入された。これらの規定が厳格化条項をどのくらい緩和するのか、ネットの効果については必ずしも明らかではない。

以上の規定に加えサイドレターでは、米政府がカナダとメキシコ製の乗用車・SUVに対し、それぞれ年間260万台、自動車部品ではメキシコから年間1,080億ドル、カナダからは324億ドルの上限を定め、その枠内であれば、通商法232条による関税が発動された場合でも、原産地規則を満たす限りはその適用を除外すると約束された（MX-US Side Letter on 232, Side Letter Text on 232 CA-US Response）。対米輸出を数量規制する目的だが、上限までは追加関税を課さないとの約束は、輸出枠が実績よりやや高めに設定されていることと相まって、むしろ両国にとって協定合意を促す重要なインセンティブとなった。

このように米国は原産地規則の強化に成功したが、それが期待通り、米国への生産の回帰を促し、投資と雇用の増加につながるかについては多くの疑問が出されている。まず全般的にみると、旧ビッグスリーをはじめ北米の多くのメーカーはUSMCAの原産地規則をほぼ達成できる模様である。焦点はメキシコ製の車と部品だが、メキシコのグアハルド経済相は2018年8月に自国で生産された自動車の約70%は新基準を満たしていると述べたと伝えられた。⁵⁶ だ

が、メキシコで最終組立され対米輸出された乗用車・SUVの49車種の米加産部品調達比率は平均13.5%にとどまり、そのうち37車種は「スーパーコア」部品の要件を満たしていないとの中畑貴雄氏の指摘もある。また、USITCも北米で操業する22のメーカーが北米市場に投入した393の乗用車・SUVのうち、小型車の88%、中・大型車の25%、ピックアップ・トラックの26%は規則を満たしていないことを明らかにした。⁵⁷

新基準に適應する方途としてはまず、サプライチェーンを刷新し、部品・素材の調達先を域内とくに米国に変え、基幹部品生産を拡大したり、メキシコ国内で部品・素材の生産や研究開発を強化したりすることが考えられ、事実、これらの計画を発表している企業は少なくない。USTRは北米で操業するメーカーからの情報提供に基づき、各社の米国内の自動車部品・素材の購入や新工場建設等の新投資が増加するとの楽観的な推計を発表している。⁵⁸ だが他方、サプライチェーンの刷新より、これまでNAFTAで免除されていた関税（乗用車は2.5%）を払って米国に輸出する方が低コストと判断する会社も少なくないであろう。米議会予算局（CBO）は、USMCAによりメキシコとカナダから無関税で米国に輸入される自動車や部品が減少し、関税の支払いが増加するとの推計を発表している。⁵⁹ このような選択の背後には、サプライチェーンの改編は大きなコストを伴う難事業だという認識がある。日本自動車部品工業会北米事務所の河島哲則代表へのインタビューによれば、自動車のサプライチェーンの構築は10年単位の「壮大なプロジェクト」であるが、米大統領の任期は4年、再選されても8年にすぎず、「嵐が過ぎ去るのを待とうと考える経営者は多い」という。「わずか2.5%の関税を回避するため、生産拠点を動かす企業はほとんどない」と

の言はきわめて印象的であった。⁶⁰

マクロ的に見ると、USMCAはサプライチェーンの刷新や関税支払いによるコスト増と自動車価格の上昇を通じて、新車販売と生産を低迷させて雇用増を抑制するという推計が多い。楽観的なUSITCの予測でも、ピックアップ・トラックでは平均0.37%、小型車では1.61%の価格上昇が起きるため、年間約14万台（2017年の全販売台数の1.25%）の販売が減り、組立部門では雇用の減少が生じる。しかし、国内でのコア部品の生産と雇用への刺激、米国への生産拠点の復帰により設備投資や雇用も増え、差し引き約3万人の雇用が増えるとされている。USTRはさらに楽観的であり、国内の自動車雇用は部品生産を中心に7万6000人増えるとの予測を語っている。⁶¹自動車産業の総雇用はおよそ100万人、いずれにせよNAFTAの再交渉を危うくしたテーマの割には、マクロ的な効果はむしろ小さいと言えるであろう。

（5）USMCAの独自規定

第4のグループは、NAFTAや米FTA、TPP協定に含まれないUSMCA独自の規定からなる。デジタル貿易を除くと、以下の3条項が注目される。⁶²

1）第32章「例外と一般条項」

第1は、締約国が「非市場経済国」と自由貿易協定を結ぶことを規制する条項である。ここで言う「非市場経済国」とは、USMCAの署名日にいずれかの締約国が自国の貿易救済法上「非市場経済国」と認め、かつ、いずれの締約国とも自由貿易協定を結んでいない国を指す（32.10条1）。条文には具体的な国名はないが、中国を念頭に置いていることは疑いない。USTRの年次報告書は、非市場経済国として中国を名指ししている。⁶³

条項は、まず、いずれかの締約国が非市場経済国とFTAについて交渉しようとする場合、交渉開始の3か月前までにその意向と目的に関する出来るだけ多くの情報を他の締約国に通知すること、さらに、他の締約国にその影響の検討機会を与えるため、FTAの署名が決まった場合には、その30日前までの出来るだけ早い時期に協定文書を提供することを求めた。そして、自由貿易協定が締結された場合、他の締約国は6か月前の通告によりUSMCAを終了させ、2国間協定に置き換えることができると定めた（第32.10条2以下）。

「USMCAのなかでもっとも異常で予期されなかった条項」と評価されたように、⁶⁴通商協定にこのような規定が盛り込まれたのは異例のことである。米国政府の直接のねらいは、中国とのFTAに前向きな姿勢をとっていた加墨両国（とくにカナダは2016年に中国とFTAの予備交渉を始め、17年にも合会を重ねた）をけん制し、中国が両国を通じて自由貿易地域の恩恵に浴することを防ぐ点にあった。さらにこの条項には、中国の「厳格な国家指令の経済システム」と「不公正な非市場的貿易慣行」が締約国のグローバルな経済および貿易フローに大きなゆがみを持ち込むことを防ぎ、ひいては、中国のシステムが国際経済に対する影響力を高めることを抑えるねらいもあった。この面から言えば、この条項は域内にとどまらず、全世界に向けて発信されたものであった。

米政権はUSMCAを今後の米国の通商協定のモデルと位置づけており、この条項も日本やEU、イギリスなどとの将来の協定に加える意向であろう。事実、2018年12月21日にUSTRが発表した「対日貿易交渉目的」の「一般規定」の一部として、「日本が非市場経済国と自由貿易協定を交渉する場合、透明性を確保し、適切な行動をとるためのメカニズムを導入」と

いう文言が入っていた。⁶⁵ もっとも各国が米政府の意向に単純に従うとも思われないが、中国との経済関係の緊密化を図る国々へのけん制とはなるであろう。このように米国はNAFTAの再交渉において一部ながら中国を視野に入れ、その孤立化を目指す規定を盛り込んだ。それは同時に、米国が多くの貿易障壁を残している非市場経済国を世界経済のなかに取り込み、貿易自由化に邁進するというかつての役割を放棄し、リベラルな世界経済秩序の主導者の座からますます遠ざかることを意味しているように思われる。⁶⁶

2) 第33章「マクロ経済政策と為替条項」

USMCAの独自性を示す第2の規定は、いわゆる「為替条項」であった。その要旨は、締約国はIMF協定のもと、不公正な競争上の優位を得ること等を目的とした為替レートの操作を自制する義務を確認すること（第33.4条1）に始まり、各締約国は市場が決定する為替レートを尊重し、外為市場への介入などによる通貨の競争的な切り下げを回避すべきことを求められた（同条2 a、b）。そしてこれらを担保するため、各種データ（各月末の外貨準備、為替市場への介入の実施状況、四半期ごとの国際収支や資本フローなど）の定期的な公表を義務付けた（第33.5条）。最後に、各締約国の代表からなる「マクロ経済委員会」を設立し、各国のマクロ経済政策および為替政策、それらの影響について検討する年次会合を開くこととした（第33.6条）。競争的な通貨切り下げ等の為替操作を自制し、為替政策の透明性と説明可能性を向上させることを目的とした「為替条項」が自由貿易協定に盛り込まれるのは、これまた異例なことであった。

この規定の背景には、中国や日本、EU等の国々が通貨安政策をとり、それによって米産業

が長らく不当な被害を受けてきたという業界、議会、政府の不満があった。このため、TPA法は相手国の為替操作を回避することを主要交渉目的の一つに定めてきた。TPP12では、当時の米国政府を含め為替問題を扱うことに反対が強かったため、本文では取り上げられず、2015年11月に発表された「環太平洋パートナーシップ参加国のマクロ経済政策当局間の共同宣言」がUSMCA第33章の先鞭をつけた。もっともこの宣言はTPPの発効後ただちに有効となるはずだったが、CPTPPに代わると忘れ去られたかのように扱われているという。⁶⁷

米財務省は1988年から年2回「為替報告書」を発表して、対米貿易黒字や経常黒字の規模、自国通貨売り介入などから為替相場を不当に操作しているとして「為替操作国」を指定しているが、90年代以降その対象となったのは中国であるし、為替操作国の前段階の「監視リスト」に載ったのは日本やドイツ、韓国などであった。加墨両国は為替操作の嫌疑をかけられたことはないので、この条項もまた北米だけでなく域外諸国へのけん制を主たる目的にしていた。先にふれた「対日貿易交渉目的」にもこの規定は含まれていた。この点から言えば、為替条項もまた、一部は中国を意識した米国の対世界政策を表明したものであった。

為替条項は内外で大きな議論を巻き起こした。日本の円安を非難し続けていた米系自動車企業やUAW、AFL・CIOはもろ手を挙げて歓迎し、USTRもこれがマクロ経済と為替レートの安定に貢献するものと自賛、後の対日貿易交渉の際にもこの条項の導入を強く求めた。また、介入通知や外貨準備高、介入実績等の月次報告の義務づけは競争的な通貨切り下げの自制につながり、通商協定としてNAFTAより大きな前進と評する見解も少なくなかった。⁶⁸

他方、この条項の実効性を疑う声も強い。透

明性と報告義務だけが紛争解決の対象であり、為替介入の実績の報告や報告状況を確認する年1回の委員会の開催を求めるだけで、加盟国の政策にどこまで影響を与えられるかは疑わしい。さらに、通貨安誘導の疑いだけで制裁関税が発動されるという強制力のある内容にはなっていないから、実効性は弱いとの指摘もある。⁶⁹

3) 第34章「最終規定」

NAFTAをはじめ米国の通商法では、固定された終了期限は定められていない。NAFTAでは6か月前に文書で通告すれば脱退できる規定があり（第2205条）、USMCAでも同様である（第34.6条）。だがUSMCAの第3の独自性は協定の期限を発効日から16年と定めたうえで、発効6年目にそれを見直し、すべての締約国が継続に同意した場合にはさらに16年延長できると定めたサンセット条項にあった。もし6年目の見直しで継続に合意されなければ、協定の残りの有効期間中、見直し会合が毎年開かれ、そこですべての締約国が同意すれば16年の延長が認められるが、もし合意されなければ、発効から16年目に終了ということになる（第34.7条）。

この条項を強く望んだのは米国政府であった。トランプ政権は当初、5年ごとに協定を見直し、3か国が更新に合意しなければ自動的に失効するというきわめてラジカルな提案をした。当時ロス商務長官は、その目的が協定の定期的かつ総合的な再検討を（他の締約国に）強制することにあるという発言をした。⁷⁰この規定によって、例えば米国は域内貿易赤字がどの程度減ったかを定期的にチェックし、不満であれば協定を終了させるという圧力を他の締約国にかけられるようになった。この米国の要求に対して、加墨両国は協定の永久性を弱め、長期投資を妨げるものと強く反発し、交渉の一大争点となっ

た。最終的には、米政府が妥協して上の合意にたどり着いたのであった。

それでも6年ごとの見直しを制度化することによって、トランプ政権の目的はかなり達成された。米政権は、今回のように再交渉に大きな労力を費やし、脱退懸念による北米経済の混乱というリスクも冒すことなく、協定内容を柔軟に改訂しうる手段を確保した。政府はこれによって協定をより厳密に監視し、米労働者の利益をより強力に守れるようになったと自賛した。しかし、協定が定期的に見直されるため、たとえ終了を免れたとしても、合意内容の一部は常に修正され、その安定性は損なわれる可能性がある。通商協定の役割のひとつは締約国間の貿易・投資関係の枠組みを安定させ、ビジネスの展開に確実な環境を整備して、長期投資を促進することにあった。協定の終了期限（可能性）を当初の5年から16年に延長することによって、この難点はかなり緩和されたが、それでも懸念は残るとというのが大方の見解である。⁷¹同時に、サンセット条項の導入とそれによる定期的な再協議が、3か国間の信頼感と協力関係を低下させ、北米経済関係を不確実かつ不安定にものにするのではないかという危惧も表明されている。⁷²

むすびに代えて

NAFTAの再交渉過程とUSMCAの内実を要約し、そこからうかがいうるトランプ政権の通商政策の特質に簡単に言及することによって、本稿のむすびに代えたい。

トランプ政権は、世界最大の市場を背景とする強力な交渉力を基礎に、NAFTA再交渉の同意を加墨両政府から取り付け、「現代化」と「リバランス」からなる交渉目標の多くを達成した。交渉過程ではその戦術も注目された。大

統領は交渉中止とNAFTAからの離脱、二国間交渉への転換など気ままな発言を繰り返して妥協を強要する一方、USTRは達成不可能にみえる高い目標を掲げて相手の譲歩を求め、その後、徐々に要求を引き下げて交渉を妥結させるという戦術をとった。これらがどこまで意識的に行われたのかは疑わしいが、結果としては奏功し、最後は2国間交渉を通じて、加墨両政府にも交渉に成功したと言えるだけのものを保証し、自らもおそらくは実際のねらいに近い成果を獲得した。しかし、USTRは修正議定書の作成という最終局面では議会との妥協も厭わず、原則を曲げてTPPや国内法の規定より後退した内容も受け入れた。

締結されたUSMCAは、NAFTAの自由貿易地域の枠組みを基礎に、その後の米の2国間FTAとTPPを活用、議会が制定したTPA法の交渉目的に従い、新たな条項を加えて出来上がった。そこでは「米国第一主義」は以下の3点にわたって多面的に追求された。第1に、「現代化」のスローガンのもとデジタル貿易章の新設や知財権の強化などにより、今後の成長分野での米国の優位を確保する国際的ルール作りを主導した。第2に「リバランス」では、農産物輸出の増加や原産地条項の厳格化、労働・環境規制の強化さらにはISDSの範囲縮小を通じて、貿易赤字削減、アウトソーシングの防止と雇用の奪回を図った。そして第3には、非市場経済国とのFTAの締結や為替介入の規制など、中国の拡大を抑制する条項を加え、世界の国々をけん制した。サンセット条項は米国主導の定期的な協定の改訂に道を開いた。トランプ政権はNAFTA改定の主要目的が、自らの支持基盤である伝統的な製造業に従事する労働者の利益擁護にあったと強調しており、確かにその面は強いのだが、上の3点からみると実際には、いまだ少し多様な性格を持っていたと評価すべきであ

ろう。

こうしてUSMCAにおいては、NAFTAの自由貿易の枠組みは維持され、数値目標を含んだ輸出促進が図られる一方、原産地条項に代表される保護主義的傾向も認められた。NAFTAは北米3か国間の関税と非関税障壁を大幅に軽減したから、USMCAが果たすべき役割の中心はルールの修正と新設にあり、知財権や労働、環境条項をはじめ多くのアメリカ基準のルールが作られ、締約国にそれへの速やかな同化が強く求められた。これらはトランプ政権の通商政策とレーガン政権期の管理貿易との類似性を示すが、国家主権の擁護と多国間主義からの転換は前者の方がはるかに徹底し、対中「関与」から包囲網の形成という冷戦時代への逆戻りも生じた。

2020年秋の大統領選により、トランプ氏の退任は決定的なものとなり、今後は「米国第一主義」の追求にも一定の変化が生じるだろう。だが、USMCAはトランプ通商政策の最大のレガシーのひとつであり、北米における政治経済関係を律する基本的枠組みとして存在し続ける。それが新政権の下でどのように運用ないし修正され、どこまで北米および米国経済に期待された成長と雇用効果をもたらすのか。これらは新政権の通商政策の行方とともに興味深い問題だが、その検討は今後の課題とするほかない。

(2020.11.23)

¹ Andrew Kaczynski, "Donald Trump Spoke Forcefully Against NAFTA At A 1993 Business Conference" BuzzFeed News, February 29, 2016. <https://www.buzzfeednews.com/article/andrewkaczynski/trump-spoke-against-nafta-at-1993-convention> (なお、本稿でネットから引用・参照した資料は現在でもほぼ利用可能である。) 後の大統領選挙戦の際にトランプ候補は、愚かな交渉者となったのは支援を受ける利益集

- 団に従ったためと関連付け、自分のように自己資金で選挙を賄える賢い指導者であれば、有利に交渉を行えると主張した模様である（金成隆一『ルポ トランプ王国』岩波新書、2017年、121頁）。
- ² ビル・クリントン／楡井浩一訳『マイライフ クリントンの回想』上、朝日新聞社、2004年、720頁。
- ³ AFPニュース「08米大統領選挙 オバマ氏の公約と主張」2008年11月5日 <https://www.afpbb.com/articles/-/2535590?pid=3497969>, “Obama Reaffirms Promise to Renegotiate NAFTA”, February 12, 2009 https://www.huffpost.com/entry/obama-reaffirms-promise-t_b_157316 ジョン・R・タルボット／桑田健訳『オバマノミックス』第5章、株式会社サンガ、2009年、金成隆一『記者、ラストベルトに住む』朝日新聞出版、2018年、65頁。
- ⁴ CNNニュース「トランプ米大統領、NAFTA再交渉を表明」2017年1月23日 <https://www.cnn.co.jp/usa/35095375.html>
- ⁵ 今村卓「トランプ政権の対ラテンアメリカ政策とは？—NAFTA再交渉を米国側から見ると—」（『ラテンアメリカ時報』2018/19年冬号No. 1425）なお、トランプ候補の言動に危機感を持ったメキシコ政府は選挙戦中から氏との異例の接触を試みていたが成功せず、壁の建設や移民排斥に関する氏の発言と相まって、大統領就任後に予定されていたベニヤ・ニエト大統領との会談もキャンセルされるなど、両国の関係は一時かなり緊迫した。
- Jeremy Diamond, “Trump floats 20% tax on Mexican imports to pay for wall, but considering other options” CNN, January 27, 2017. <https://edition.cnn.com/2017/01/26/politics/donald-trump-mexico-import-tax-border-wall>
- ⁶ G. A. Flores-Macias and M. S. Talanquer, “The Political Economy of NAFTA/ USMCA”, Printed from the Oxford Research Encyclopedia Politics (oxfordre.com/politics). https://sancheztalanquer.com/docs/FloresMacias_SanchezTalanquer_Political%20Economy%20of%20NAFTA-USMCA.pdf 西川珠子「動き出す NAFTA 再交渉とメキシコ—生産・輸出拠点としての優位性維持へ正念場」『みずほインサイト米州』2017年2月10日 (<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/us170210.pdf>)。
- ⁷ “USTR: Trump Administration Announces Intent to Renegotiate the North American Free Trade Agreement” May 18, 2017 <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2017/may/ustr-trump-administration-announces>
- ⁸ 草案の本文は <https://home.kpmg/content/dam/kpmg/us/pdf/2017/03/tnf-draft-nafta-letter.pdf> その評価については、Simon Lester Share, “Trump’s NAFTA Renegotiation”, CATO Institute, March 30, 2017 <https://www.cato.org/blog/trumps-nafta-renegotiation> 高橋俊樹「NAFTAの再交渉で何が話し合われるか～TPP交渉の呪縛から逃れられない NAFTA～」ITIコラム 2017年4月6日 <http://www.iti.or.jp/column039.htm> 西川珠子「NAFTA再交渉の視点—交渉開始後のタイムリミットは半年足らず」『みずほインサイト米州』2017年5月23日は、保護主義的側面を注視している。 <https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/us170523.pdf>
- ⁹ Max Eherenfreud and Damian Paletta, “White House calls for changing, but not scrapping, NAFTA in draft letter”, Washington Post, March 30, 2017. 前掲、西川（2017年5月23日）
- ¹⁰ AFPニュース「米、NAFTA離脱せず カナダ・メキシコと再交渉で合意」2017年4月27日 (<https://www.afpbb.com/articles/-/3126602>) による。
- ¹¹ ボブ・ウッドワード／伏見威蕃訳『FEAR 恐怖の男』（日本経済新聞出版社、2018年）では、当時信頼の厚かった大統領秘書官のロブ・ポーターが手続き論（NAFTA離脱は大統領令ではなく、協定の規程通り180日前に行う離脱通知にせざるを得ないなど）によって押しとどめたこと、さらに、「トランプは目の前に書類はないと、忘れることが多い」ので、これを利用してゲーリー・コーン前国家経済会議委員長とポーターが書類をオーバル・オフィスから持ち出し、時間を稼いで大統領が忘れるのを待つ作

戦をとった、と述べている (229、233頁)。

¹² White House, “Remarks by President Trump in Meeting with President Macri of Argentina”, April 27, 2017. <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-meeting-president-macri-argentina/>

¹³ White House, “Readout of President Donald J. Trump’s Call with President Peña Nieto of Mexico and Prime Minister Trudeau of Canada”, April 26, 2017. <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/readout-president-donald-j-trumps-call-president-pena-nieto-mexico-prime-minister-trudeau-canada/>

¹⁴ 滝井光夫「2015年貿易促進権限法の制定一回復する議会の権限」、国際貿易投資研究所『季刊 国際貿易と投資』100号記念増刊号、2015年、152頁。

<http://www.iti.or.jp/kikan100zoukan/100takii.pdf>
ジェトロビジネス短信「トランプ政権NAFTA再交渉の意向を議会に通知」2017年5月19日。「ビジネス短信」(<https://www.jetro.go.jp/biznews/>)はNAFTA再交渉について最も詳細なニュースと分析を伝えたものであり、本論文全体を通じて頻繁に参照した。引用にあたってはタイトルと発表日のみ表記し、URLは省略することにした。

¹⁵ USTR, “USTR Releases NAFTA Negotiating Objectives” <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2017/july/ustr-releases-nafta-negotiating>) “Summary of Specific Negotiating Objectives for the Initiation of NAFTA Negotiations”. <https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Releases/NAFTAOBJECTIVES.pdf>

¹⁶ USTR, “Opening Statement of USTR Robert Lighthizer at the First Round of NAFTA Renegotiations”, Aug. 16, 2017 <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2017/august/opening-statement-ustr-robert-0>

¹⁷ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2017/august/trilateral-statement-conclusion>. 高橋俊樹 (2018) 「2018年春までにNAFTA再交渉は合意できるか」 世界経済評論IMPACT Webコラム2018年1月1

日 <http://www.world-economic-review.jp/impact/article979.html> 『ジェトロビジネス短信』 「NAFTA再交渉が開始、USTR代表は大きな改善が必要と主張」2017年8月18日。第1回交渉終了後の8月27日に大統領は「カナダとメキシコはきわめて頑固だから、協定を止めようか」とツイッターに書き込んだ。 <https://twitter.com/realDonaldTrump/status/901804388649500672/>

¹⁸ USTR, “Statement of USTR Robert Lighthizer at the Closing of the Seventh Round of NAFTA Renegotiations”. Mar. 5, 2018. <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/february/statement-ustr-robert-lighthizer>

¹⁹ Anthony Esposito and Sharay Angulo”, New NAFTA talks aim to clear pathway to toughest issues”, Reuter Feb. 25, 2018 <https://www.reuters.com/article/us-trade-nafta/new-nafta-talks-aim-to-clear-pathway-to-toughest-issues-idUSKCN1G905V>

²⁰ 西川珠子「本格化するNAFTA再交渉一明らかに「米国第一主義」の具体案」みずほ総合研究所『みずほインサイト』2017年10月19日、『ジェトロビジネス短信』 「米国提案をめぐり意見が対立、年内妥結を断念 - NAFTA再交渉第4回会合が終了 -」2017年11月1日

²¹ 商務省は調査開始から270日以内に結果を大統領に報告し、大統領は90日以内に措置を決定する規定になっている。19年5月に大統領は報告を受け取ったと表明しているが、その内容も大統領の措置もまだ発表されていない。この調査に対して、米国・外資系を問わず全ての自動車メーカーが反対を表明、自動車業界が一枚岩でロビー活動を展開するのは初めてのことだったと言われた。『ジェトロビジネス短信』 「産業界がNAFTA維持のロビイング活動を強化 - 政権擁護の労組側との対立が鮮明に -」2017年11月8日

²² 渡辺亮司「NAFTA再交渉1周年、暫定合意を急ぐ米国とメキシコ ~ベニャ・ニエト現政権下での『NAFTA2.0』署名は絶望的~」2018年8月15日

<https://www.scgr.co.jp/report/column/2018081533932/>、西川珠子「大詰めを迎える

- NAFTA 再交渉—原産地規則の厳格化でバイ・アメリカン促進」2018年9月3日 <https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/us180903.pdf>
- ²³ メキシコ政府が米政府との2国間交渉に応じた背景には、交渉妥結を急ぐロペス・オプラドール次期大統領の意向が働いたようである。これらについては、“How Trump split Mexico and Canada in NAFTA talks” Reuters, September 25, 2018. <http://www.pri.or/stories/2018-09-25/how-trump-split-mexico-and-canada-nafta-tslks> が興味深い。
- ²⁴ その内容については、“Protocol of Amendment to the Agreement Between the United States of America, the United Mexican States, and Canada” <https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Protocol-of-Amendments-to-the-United-States-Mexico-Canada-Agreement.pdf>
- ²⁵ USMCAの条文（修正議定書によって改訂されたもの）は USTRのHPを参照。
<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/agreement-between> その全体像を論じているものとして、Congressional Research Service, *The United States-Mexico-Canada Agreement (USMCA)*, July 27, 2020. (<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R44981> 以下、CRS (2020) と略す)。M. A. Villarreal and I. F. Fergusson, *The North American Free Trade Agreement (NAFTA)*, May 24, 2017. pp.8,29. <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R42965> United States International Trade Commission, *U.S.-Mexico- Canada Trade Agreement : Likely Impact on the U.S. Economy and on Specific Industry Sectors*, April 2019, <https://www.usitc.gov/publications/332/pub4889.pdf> 以下 (USITC2019) と略す。
高橋俊樹「新NAFTA (USMCA) をどう使いこなすか」国際貿易投資研究所『国際貿易と投資』No.118、2019年12月 <http://www.iti.or.jp/kikan118/118takahashi.pdf>
渡辺 亮司「新NAFTA (USMCA) 暫定合意の評価」『住友商事グローバルリサーチ』2018年10月19日 <https://www.segr.co.jp/report/column/2018101934843/> などがある。
- ²⁶ Terence P. Stewart and Shahrzad Noorbaloochi, “The USMCA & United States-Canada Trade Relations: The Perspectives of a U.S. Trade Practitioner”, *Canada-U.S.LAW Journal*, No1.43 issue I, 2019 <https://scholarlycommons.law.case.edu/cuslj/vol43/iss1/7>
- ²⁷ M. A. Villarreal and I. F. Fergusson, op. cit. pp.8,29. CRS (2020)、高橋 (2018) 37、『通商白書2018年版』44頁などによる。
- ²⁸ ジェトロビジネス短信「加盟国に対する貿易救済措置の発動を容易に—NAFTA再交渉の目的公表 (2)—」2017年7月21日に紹介されたピーターソン国際経済研究所の研究による。
- ²⁹ 第1回交渉会合におけるライトハイザー代表の開会宣言による (前記、注18参照)。このほか、労働および環境の章の実効性の強化、中小企業の貿易利益確保の新たな条項、規制手続きの刷新、透明性ルールの向上、科学に基礎づけられた農産物貿易の促進 (衛生食物検疫)、外国政府の不正な補助金や国営企業など市場歪曲的慣行に対する強力な規定などが含まれた。
- ³⁰ デジタル貿易の定義については、United Nations ESCAP, *Asia-Pacific Trade and Investment Report 2016: Recent Trends and Developments*, Chapter 7. Nov. 2016. <https://www.unescap.org/publications/asia-pacific-trade-and-investment-report-2016-recent-trends-and-developments>. OECD, *Trade in the Digital Era*. March, 2019 <http://www.oecd.org/going-digital/trade-in-the-digital-era.pdf>, CRS, *Digital Trade and U.S. Trade Policy*, May 21, 2019 <https://fas.org/sgp/crs/misc/R44565.pdf> 以下、CRS (2019) と略す。岩田伸人「デジタル貿易ルールの展望 WTO有志国グループの『共同声明』から考える」日本貿易会月報オンライン 2019年10月号 (No.782) <https://www.jftc.jp/monthly/feature/detail/entry-1549.html> 『ジェトロビジネス短信』2019年5月30日「自由で開かれたデジタル貿易拡大を推進」などを参照。
- ³¹ CRS (2019), pp.31 ~ 36. ジェトロ『地域・分析レポート』2017年10月16日「電子商取引に関する貿易ルール構築」などによる。米韓FTAのテキストは <https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/korus-fta/final-text>

- ³² 経済産業省「2020年版不正貿易報告書」第7章 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2020/index.html
菅原淳一「大筋合意に至ったTPP11」『みずほインサイト政策』2017年11月13日
<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl171113.pdf>
- ³³ USTRが2017年11月に発表した交渉目標の改訂版には、アルゴリズムの開示要求禁止と双方向インターネットサービスプロバイダーの免責が加わっていた。
- ³⁴ 主として、森秀勲「USMCA（新NAFTA）の注目点—米国と各国との間の貿易交渉を検証する—材料として—」参議院調査室『経済のプリズム』No.178 2019年7月。https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h31pdf/201917802.pdf
- ³⁵ 菅原淳一「TPPコンメンタール 第14章 電子商取引」『貿易と関税』2018年3月。藤井康次郎、河合優子、河野充志「Web解説TPP協定 ver.3 14 電子商取引」RIETI https://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/14_e-commerce_v3.pdf
- ³⁶ USTR, “UNITED STATES–MEXICO–CANADA TRADE FACT SHEET, Modernizing NAFTA into a 21st Century Trade Agreement”. <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/fact-sheets/2018/october/united-states%E2%80%93mexico%E2%80%93canada-trade-fa-1>
- ³⁷ USITC (2019) p.14. および、US ITC, *Global Digital Trade I: Market Opportunities and Key Foreign Trade Restrictions*, Aug. 2017, pp.14, 17, 22–24, 171ff http://www.usitc.gov/publications/332/pub4716_0.pdf
- ³⁸ CRS (2019), pp.24-28.
- ³⁹ 米国の知財権政策の転換とウルグアイラウンド等での国際的協議については、佐々木隆雄『アメリカの通商政策』岩波新書、1997年の優れた分析を参照。
- ⁴⁰ 中川淳司「TPPコンメンタール第18章知的財産」『貿易と関税』2018年7月43頁。
- ⁴¹ 20章の内容については、CRS, *Intellectual Property Rights and International Trade*, May 12, 2020. RL34292, T. Smith and G. Beaumont-Smith ed., “An Analysis of the United States–Mexico–Canada Agreement”, The Heritage Foundation, Backgrounder, No.3379, January 28, 2019 <https://www.heritage.org/trade/report/analysis-the-united-states-mexico-canada-agreement>, D. A. Ganz, “The United States–Mexico Canada Agreement: Overview and Analysis”, Baker Institute, REPORT, Dec.11.2018, <https://www.bakerinstitute.org/media/files/files/1f9f406a/bi-report-121118-mex-usmca.pdf>などを参照。
- ⁴² USTR, “UNITED STATES–MEXICO–CANADA TRADE FACT SHEET, Modernizing NAFTA into a 21st Century Trade Agreement”
- ⁴³ 前掲、TPPに関する外務省のHP。菅原淳一「大筋合意に至ったTPP11」みずほ総合研究所『みずほインサイト政策』2017年11月13日 <https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl171113.pdf>
- ⁴⁴ 以下は主として、CRS, “Dairy Provisions in USMCA”, March, 2019, <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF11149>, CRS (2020), 農水省『主要国の農業情報調査分析報告書』平成30年度～31年度 https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/itaku30.html
中野貴史、上田泰史「カナダの酪農事情～牛乳乳製品の消費動向・消費拡大策を中心に～」日本協同組合連携機構『畜産の情報』2010年11月 <https://lin.alic.go.jp/alic/month/domefore/2010/nov/gravure01.htm> 野田圭介、玉井明雄「転換期を迎えるカナダ酪農乳業～原料乳製品国家戦略導入の背景と影響～」同誌2018年3月号。 <https://lin.alic.go.jp/alic/month/domefore/2018/mar/wrepo01.htm> 小澤健二『カナダの農業と農業政策—歴史と現状』輸入食糧協議会、1999年を参照。
- ⁴⁵ 労働、環境の両者に共通する文献はCRS (2020), 「RIETI Web解説TPP協定」における当該の章。労働については、CRS, “USMCA Labor Provision”, Jan. 10, 2010 <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF11308> 星野妙子「歴史的転換点を迎えるメキシコ（JILAFメキシコ調査報告）」（国際労働財団2019年12月） https://www.jilaf.or.jp/research/data/mexico001/report_mexico001.html 「組合民主化の取り組み—労働改革2019」『フォーカス』2019年12月 http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2019/12/

- mexico.html
- 環境については、G. C. Hufbauer and D. Orejas “NAFTA and the Environment: Lessons for Trade Policy” February 28, 2001, PIIE
<https://www.piie.com/commentary/speeches-papers/nafta-and-environment-lessons-trade-policy> 賀田奈保子「NAFTAと環境政策のゆくえ」、秋元栄一・小塩和人編著『シリーズ・アメリカ研究の越境 第3巻豊かさや環境』第4章、ミネルヴァ書房、2006年、『ジェトロビジネス短信』「USMCAの内容修正に対するメキシコ政府の方針策定」2019年12月10日などを参照。
- ⁴⁶ 投資紛争解決国際センター「投資紛争解決国際センター (ICSID) に関する基本情報」
<http://siteresources.worldbank.org/JAPANINJAPANESEEXT/Resources/515497-1173431677052/ICSID-FactSheet-ja.pdf>. 経済産業省『2018年版 不公正貿易報告書』第3部第5章、480頁
https://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2018/pdf/03_05a.pdf
- ⁴⁷ 「ジェトロ・ビジネス短信2018.3.26」『ジェトロビジネス短信』「NAFTA再交渉、米側に代替案を提示—第5回会合は目立った進展なく終了—」(2017年12月5日)
- ⁴⁸ CRS (2020), pp.22 ~ 23, USITC (2019), U.S.-Mexico-Canada Trade Agreement, pp.195 ~ 196、通商白書2018年版』第3部第1章、玉田大「Web解説 TPP 協定 投資」2016年3月 https://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/9_investment_v2.pdf などによる。
- ⁴⁹ *Economic Report of the President*, 2019, p. 504
- ⁵⁰ B. Canis, M. A. Villarreal, V. C. Jones, *NAFTA and Motor Vehicle Trade*, July 28, 2017, CRS Report, p.15, <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R44907>
- ⁵¹ 『ジェトロビジネス短信』2017年7月18日「トレーシング対象に熱延鋼板が加わると自動車業界に影響—NAFTA原産地規則改定の留意点—」
- ⁵² Simon Lester and Inu Manak, “The Rise of Populist Nationalism and the Renegotiation of NAFTA,” *Journal of International Economic Law*, 20, 2018, p.161. Borden Ladner Gervais, “USMCA Automotive Rules of Origin”, November 22, 2018
<https://blg.com/en/News-And-Publications/USMCA-Automotive-Rules-of-Origin>
- ⁵³ 取引価額方式とは、原産比率を「(製品の総出荷価額—非原産材料費) / 製品の総出荷価額」によって算出する方法。付加価値のなかに販売費や利益が含まれるので、純費用方式よりは高い数字が出る。
- ⁵⁴ 協定の全般的な理解については、CRS (2020), USITC (2019), Chapter 3, 『ジェトロ 地域・分析レポート』中畑貴雄「USMCAの活用ハードルは高い(メキシコ、米国、カナダ)メキシコの自動車産業の現状と対外通商政策 (3)」
<http://www.jetro.go.jp/biz/arearepors/2019/6453cf4c0f8b9b71.html>
 高橋俊樹「新NAFTA (USMCA) の発効とサプライチェーンへの影響」ITIコラム2020年2月3日 <http://www.tit.or.jp/column073.htm> および同コラムに掲載された氏の一連の論考。
 MUFG戦略調査「NAFTA再交渉アップデート 米墨加3か国協定 (USMCA) 自動車原産地規則の概要」2018年11月、<https://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/20181128.pdf> みずほ銀行国際戦略情報部「Mizuho Country Focus [北米3か国] USMCA (米国・メキシコ・カナダ協定) 発効～北米3か国の自動車業界への影響について」2020年7月7日 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/country_focus/pdf/20_4_mcf.pdf
 内山直子「メキシコ自動車産業におけるNAFTA再交渉とその影響—日系企業を中心に」『ラテンアメリカ・レポート』第35巻第2号、2019年。https://www.jstage.jst.go.jp/article/latinamericareport/35/2/35_55/_html/-char/ja ?
- ⁵⁵ 同上、みずほ銀行国際戦略情報部2020年7月7日
- ⁵⁶ ジェトロビジネス短信「経済相、対米輸出車の7割は新原産地規則に適合と発言」2018年8月29日。
- ⁵⁷ 前掲、中畑貴雄「USMCAの活用ハードルは高い(メキシコ、米国、カナダ)メキシコの自動車産業の現状と対外通商政策 (3)」、USITC (2019)。
- ⁵⁸ USTR, “Estimated Impact of the United States Mexico-Canada Agreement (USMCA) on the U.S.

Automotive Sector” April 2019. 11. 西川 珠子
「USMCAとメキシコ自動車市場2020年夏の発
効にめど、4つの注目ポイント」2020年2月18
日

⁵⁹ ロイター「新NAFTA、自動車各社に30億
ドルの米関税負担=米議会予算局」2019年12
月19日 [https://jp.reuters.com/article/usa-trade-
usmca-autos-idJPKBN1YM2N1](https://jp.reuters.com/article/usa-trade-usmca-autos-idJPKBN1YM2N1)

⁶⁰ 日本ドットコム ニュース2020年7月1日「新
NAFTAは『史上最悪の協定』=自動車部品
工業会の河島北米代表」[https://www.nippon.
com/ja/news/yjj2020070100893/](https://www.nippon.com/ja/news/yjj2020070100893/)

⁶¹ USITC (2019).

⁶² これらの条項に関しては、森秀勲、前掲、
「USMCA（新NAFTA）の注目点」が簡潔な整
理を示している。なお、USTR, *2020 Trade
Policy Agenda and 2019 Annual Report*, p.2 は、非
市場圏とのFTA協議の規制と為替条項に、国
有企業の定義と補助金に関するルール（第22
章「国有企業」）を加えた3条項をまとめて、
「補助金や非市場的慣行と關う画期的な条項」
と要約している。

[https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/
reports-and-publications/2019/2019-trade-policy-
agenda-and-2018](https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/reports-and-publications/2019/2019-trade-policy-agenda-and-2018)

⁶³ USTR, *2019 Trade Policy Agenda and 2018
Annual Report*, p.14.

⁶⁴ D. A. Ganz, “The United States-MexicoCanada
Agreement: Overview and Analysis”

⁶⁵ 『みずほりレポート』2019年1月18日「米国の
『対日貿易交渉目的』の検討—TPPを上回る厳
しい要求も」[https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/
research/pdf/report/ report19-0118.pdf](https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/report/report19-0118.pdf)

⁶⁶ T. Smith and G. Beaumont-Smith ed., “An
Analysis of the United States–Mexico–Canada
Agreement”

⁶⁷ D. A. Ganz, “The United States-MexicoCanada
Agreement:Overview and Analysis”

⁶⁸ Haufbauer and Gliberman (2018), CRS (2020)

⁶⁹ USITC (2019).

⁷⁰ D. A. Ganz, “Important New Features in the
USMCA”, ditto, “The United States-MexicoCanada
Agreement:Overview and Analysis”

⁷¹ CRS (2020), p.39. T. Smith and G. Beaumont-
Smith ed. “An Analysis of the United States–
Mexico–Canada Agreement”

⁷² Gustavo A. Flores-Macias and Mariano Sánchez-
Talanquer, “The Political Economy of NAFTA ·
USMCA”